慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	中華人民共和国の選手強化策
Sub Title	Policy for strengthening players in the People's Repulic of China
Author	笹島, 恒輔(Sasajima, Kosuke)
Publisher	慶應義塾大学体育研究所
Publication year	1980
Jtitle	体育研究所紀要 (Bulletin of the institute of physical education, Keio university). Vol.20, No.1 (1980. 12) ,p.1- 14
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00200001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中華人民共和国の選手強化策

笹　島　恒　輔*

1. は　じ　め
2. 選手強化の基本方針
3. 業余体育学校
4. 体育学校，体育運動学校，運動学校
5. 指導者の充実
6. 選手強化の問題点
7. む　す　び

1. は　じ　め

中華人民共和国（以下中国に略記する）の成立は1949年であるが，国家成立の翌年に朝鮮戦争が起こり，また，国共内戦により疲弊した国力の回復に力を注いでいたのでスポーツの強化までにはいたらなかった。

中国がスポーツに力を入れだしたのは1955年頃からであり，積極的に選手強化に力を入れ始めたのは1958年にスポーツ関係の各種の条例を公布して以後である。

この強化策は1961年以後卓球では日本に代って世界に君臨するなど或る程度の成果を収めてはいたが，1966年に始まった文化大革命に際してスポーツ界は劉少奇派とみられたために大打撃を受けたのである。

1970年頃からスポーツも復興したとはいうものの文化大革命前の実力にはほど遠いものであった。

1976年に四人組が追放されて，文化大革命前の指導者がスポーツ界に復帰すると，中国のスポーツは急速にその力を伸ばし，1978年の第8回アジア競技大会においては1位56（かっこ内は日本，以下同じ74），2位60（64），3位51（51）の成績を収め，それまで日本の独壇場であったアジア競技大会において，日本の地位を脅かすまでに急成長し，1979年のユニバシアードにおいては女子の飛込において，飛板飛込，高飛込において優勝をし，幻となった1980年のモスクワオリピックには，それまでの日本に代って，水球，バスケットボールのアジア地区代表

* 慶應義塾大学体育研究所教授

となっている。

このままの勢いで推移してゆけば，近い将来において日本は全ての競技種目において中国に遅れをとるのではないかと思われる。

このような急速な競技成績の向上は，何らかの政策をとり，それを強力に押し進めてゆかなくては不可能なことである。本論文は，どのような方法により選手強化が行なわれているかについて述べるものである。

2. 選手強化の基本方針

日本とは異なり社会主義国の中国においては総てが国の方針によって運営されていっているのであり，スポーツといえどもこの範疇から逃れることは出来ないのである。現在の中国においては四つの近代化（工業・農業・軍事・科学技術）の一環として進められているのである。

現在のスポーツの指導方針は，1978年1月22日～30日に北京で開催された全国体育工作者会議の報告書の線に沿っている。

この全国体育工作者会議の報告書の要約は慶應義塾大学“体育研究所紀要”第18巻第1号で述べているのでここでは略する。(1)

また，この全国体育工作者会議に際して，当時の華国鋒首相，葉剣英副首相が書いた題詞によりその方針が明らかに示されている。

華首相の題詞は「普及与提高相結合，努力発展体育事業。」（普及と向上を結びつけ，体育事業の発展に努力しよう。）というものであり，葉副主相の題詞は「刻苦鍛練，増強体質，攀登世界体育高峯。」（刻苦して鍛練し，体質を向上させ，世界のスポーツの高峯を極めよう。）というものである。(2)

これらの題詞からして中国が世界スポーツ界の第一線に躍進することを目指していることがわかる。

また，世界の一流に到達する時期については，全国体育工作者会議において，王猛体育運動委員会主任は，「本世紀内に都市，農村の大衆体育の大普及と全国人民の体位の大向上を実現し，世界一流の体育陣，世界一流のスポーツ技術水準と近代的体育施設を持ち，世界で最も体育の発達した国のひとつになることを目指さなければならない。」と述べているところから，一応20年後の2000年を目標としていることがわかる。(3)

この方針に沿って選手強化の方策がとられているのである。

注 (1) 慶應義塾大学“体育研究所紀要”第18巻第1号（昭和53年），17～20頁。

(2) 「新体育—1978年2期—」人民体育出版社，2～3頁。
(3) 前掲(2)書，4～6頁。

3. 業余体育学校

全国体育工作者会議の報告書の「四，高度に体育事業を発展させ，四つの近代化の実現に貢献しなくてはならない。」の4の(2)に「……業余体育学校の規則を改訂し制定する。」[(4)]とあり，業余体育学校の改組が指示されている。

業余体育学校は，1955年に北京，天津，上海に設立された少年業余体育学校が最初のものであるが，中華人民共和国体育運動委員会が，「少年業余体育学校章程（草案）」[(5)]と「青年業余体育学校章程（草案）」[(6)]を公布してからは各地に設立され，業余体育学校出身者から多くの優秀選手を輩出[(7)]して一応はその設立の目的を達していたのであった。

1966年に文化大革命が始まった時の中華人民共和国体育運動委員会の主席は賀龍で，副主席は栄高棠であったが，彼等は劉少奇派と目されていたために，劉少奇に対する攻撃の激化につれて，いずれも文革派によって批判され，それにともなってスポーツ界も批判の対象となり，その活動を停止したのである。

文化大革命が始まる直前には少年業余体育学校と青年業余体育学校を合わせて全国で1,000，在校生10万人，専任教員2,000人[(8)]の組織にまで発展していったのであった。

文化大革命によってその活動を停止していた少年業余体育学校（13歳～17歳），青年業余体育学校（17歳～23歳）も1969年には復活するのである。

本来業余体育学校は自由圏諸国のスポーツクラブに良く似たもので，一般の学校の放課後に通ってスポーツの訓練をする所であるので，文化大革命前の学校制度の6・3・3・4制に合わせて，少年業余体育学校が13歳～17歳（種目によってはより若年者の入学を認める），青年業余体育学校が17歳～23歳と定められていたのである。

文化大革命により中国の小学校から大学までの総ての学校は閉鎖されてしまい，再開された（小学校1967年，大学1970年）学校はいずれも学年が短縮されて，5・2・2・労働・3となってしまった。高級中学（高校）卒業後に2年以上の労働に従事して，その後で大学に入学となったので，業余体育学校の在籍者は高級中学在学生までとなってしまうので，業余体育学校も在籍者の年齢を改めなければならなくなってしまったのである。

1969年に再開された業余体育学校は，少年，青年の別が無くなり，青・少年業余体育学校となり，年齢は学校制度の改正に合わせて，7歳～17歳（種目によっては5歳）と改められた。[(9)]

この，青・少年業余体育学校は，1975年10月には，全国で1,500以上となり，在校生は12万

余人，専任と兼任のコーチは約6,000人[10]となり，文化大革命前の数を越えたのである。

1976年に四人組が追放され，四つの近代化の方針が打ち出されると，1977年には学校制度が再び改訂され，大学入学前の労働は廃止され，大学入試が復活し，学校制度も5・3・2（又は2・3）・4となった。（1980年に6・3・3・4に改訂の案提出される。）[11]

在学年数の延長されたことにより，当然業余体育学校の在学年限が延長されるであろうと筆者は考えていた。しかし，業余体育学校の在学年限は7歳～17歳（種目によっては5歳から入学）と改められず，在籍者の年齢に依って，児童，少年，青年業余体育学校と称するようになっただけであった。

全国体育工作者会議の報告に業余体育学校の改組が指示されていたのを見た時に，単に学校制度に合わせて在学年齢の改訂を行なう位であろうと考えていたのであるが，実際に行なわれた改訂はより大掛りなものであり，業余体育学校に在籍している優秀選手，或いは優秀な素質を持っている者により高度の訓練を実施するため，普通教育とスポーツの教育を同時に行なう体育学校，運動学校を設立してそれに入学をさせるという新しい制度を設けたのである。

この体育学校，運動学校が設立され，優秀者をそこに入学させるとなっていれば，業余体育学校の年限を学校の在学年齢に合わせて引き上げる必要がないわけであり，なお，一流選手になる見込のない者については，業余体育学校卒業後，地域，職場の体育・スポーツ・レクリエーションの指導者となる方法がとられたのである。

全国体育工作者会議の報告書の五に，「……重点業余体育学校を設けることが良い。」とある。この報告書の線に沿って各地の業余体育学校に重点種目が設けられ，また，広東省道滘業余体育学校が水泳の重点業余体育学校となった。

重点種目と重点校には優先して経費が支出されている。

注 (4) 「体育報—第1568期，1978年2月20日—」体育報社，2頁。
(5) 「中華人民共和国体育運動文件彙編(2)」（1957年）人民体育出版社，156～158頁。
(6) 前掲(5)書，153～155頁。
(7) 第26～27回世界卓球選手権大会男子単優勝の荘則棟，同2位の李富栄，1970年に走高跳で2M26の未公認世界記録を出した倪志欽等。
(8) 「人民中国—1966年5月号—」中国人民雑誌社，90～91頁。
(9) 1974年8月の訪中国に対する中華全国体育総会童億中氏の談話。
(10) 「北京周報—1975年40号—」北京周報社，24頁。
(11) 「人民教育—1980年9期号—」人民教育出版社，8頁。

4. 体育学校・体育運動学校・運動学校

業余体育学校在籍の優秀選手，或いは優秀な素質を持った者を集めてより高度の訓練を行なうために，1978年から設けられたのが，体育学校である。しかし，この体育学校という名称は，以前から存在していた高級中学課程の体育教員，体育指導者養成の体育学校と混同される恐れがあるのではないかと筆者は思っていたが，1980年の後半から設立されたものは運動学校という名称に代えられている。

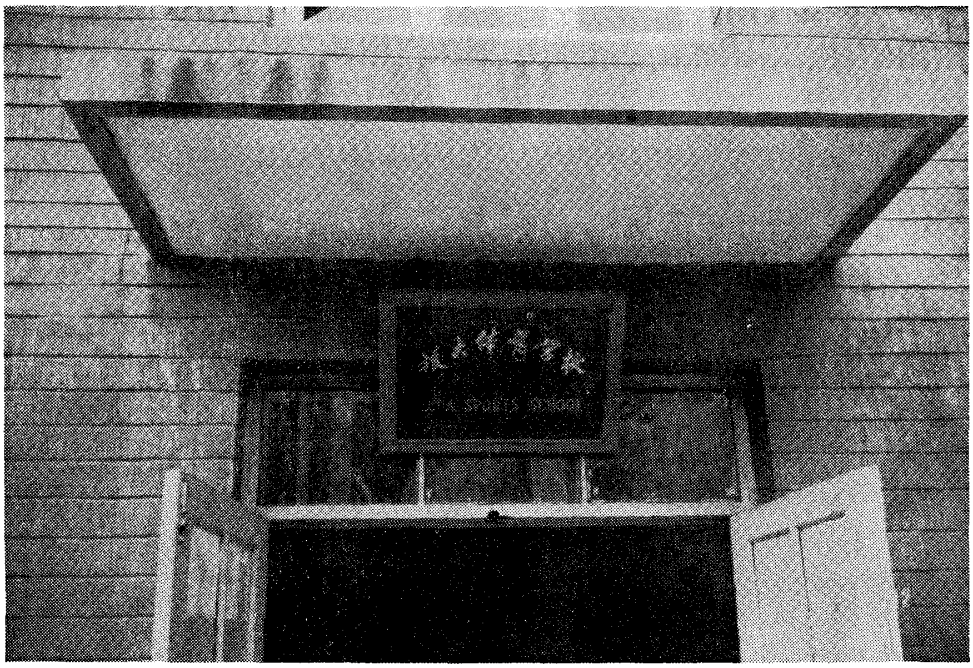

写真は遼寧省の旅大体育学校の英文の表示であるが，これはSport School となっており，従前の体育学校とはまったく別のものということがはっきりと判る。運動学校＝Sport Schoolであるので，従前の体育学校（School of Physical Education）と区別するために名称を変更したのであろう。

この体育学校，運動学校とはどのようなものであるかというと，学校によって若干の違いはあるが，生徒は一般の学校並びに業余体育学校在学生から選抜して，優秀選手に育てあげるものであり，一定の地域（主として省単位）から在学生を一カ所に集めて訓練するというエリート養成の学校である。

体育学校，運動学校とも新しい施設をつくらずに，既存の初級中学，高級中学で普通学を学び，業余体育学校でスポーツを行なうというように，大半が普通学校と業余体育学校が合体したものである。

中華人民共和国の選手強化策

体育学院（体育大学―中国では単科大学を学院と称する。）附属の学校においては体育学院の施設を利用している。（多くの場合，業余体育学校を併設している。）

体育学校，体育運動学校，運動学校とも広い地域から生徒を集めているので寄宿制となっている。また，一定の期間訓練をして見込のない者については，普通学の勉強だけをさせる。というものである。

これらの学校について劉雪初教育部副部長は，「オリンピックで優秀な成績を収めて金メダルを獲得することは国家の栄誉のために大切なことである。学校はこのことを宣伝して，学生に愛国主義と国際主義の教育を行ない，学校体育を推進して，体育に才能のある青少年の雄壮心を振い立たせ，学業に励み，練習に苦しみ，オリンピックにおいて国の名誉のために争い，金メダルを獲得するようにしなければならない。優秀な運動選手の大多数は学校での練習の中から生れてくるのである。しかし，現在の我が国の多くの学校のスポーツの水準は低い。

各種の学校は，積極的に体育工作を実施に移し，青少年の健康的な成長を促進し，スポーツ活動を展開し，多種多様な業余体育訓練を行なわなくてはならない。これによって学校から体育の人材が生れてくるであろう。

しかし，我が国の現状からして体育の人材を養成するには便法を採らなくてはならない。現在，普通学校からは優秀な運動選手は現れない。金メダルを獲得することは理想であるが，実現は不可能である。

体育の人材を多く輩出するためには，体育運動学校を開設しなくてはならない。体育運動学校の在学生は小学生の時に選抜をし，初級中学（日本の中学）になると同時に合宿をして，栄養のある食事を与える。学年も適当に延長して，初級中学は4年か5年，高級中学（高校）は3年か4年とする。学年を延長することによって，文化（普通学）の程度を相応の水準に達することが保証され，卒業時に，高級中学（初級中学卒業者），大学（高級中学卒業者）の入学試験を受けることが出来る。延長した時間を練習に当てることが出来るので成績は向上し，金メダルを獲得する成績に達することが出来る上に，高級中学，大学，専門学校の入試にとっても有利であり，利点は1,2にとどまらない。その上，体育では専門家として成長しており，普通学の知識もあるので，学校も歓迎するし，家族も満足し，本人も誇りに思うであろう。

体育運動学校で実施する種目については開設する土地の伝統と条件によって決定する。多くの種目を実施する必要がなく，主要な項目を選んで行なえば良い。科学的練習方法を採用し，施設は現在の体育関係の設備を利用し，体育関係の人員は体育関係から出し，普通学の教員は教育関係から出し，両者が力を合せて運営を行なう。

体育運動学校の開設については多くの困難がともなうが，条件の整った土地には開設すべきである。このようにして，4，5年経過すると，人材が輩出して，その効果を知ることが出来

るであろう。

オリンピックは4年に1回開催される。この種の学校で，4年後に1人の人材が出れば金メダルを一コ獲得出来るし，8年後に更に多くの人材を送り出せば，更に多くの金メダルを獲得することが出来るであろう。我が国は近い将来人口が10億人を越す国となる。その国がオリンピックで金メダルを取れないことは国民が認めない。私は，教育部門と体育部門が共同して，何年か努力すれば，学校の体育は一大発展をし，人材が続々と現われ，世界の体育・スポーツ界の先頭を切ることを信じて疑わない。(12)」と述べている。

劉教育部副部長の発言からして選手強化のためのものであることがはっきりとわかる。

学校の年限の延長は，スポーツの練習に力を注ぐと学力が低下するのを防ぐためであろう。（3年の課程を4年で実施。）日本の実情からすれば，年限の延長は好まれないと考えられがちであるが，1979年の修学率が初級中学60%，高級中学25%，大学1%の中国において，上級学校進学にも有利との教育部副部長の発言があり，経費も支出されるとすれば，学年が他の学校よりも長くても多くのスポーツ少年，少女が入学を希望して集ってくるであろう。(13)

二，三の例を挙げてみると，

江西省景徳鎮市体育学校

体育の人材養成を目的とし，業余の体育訓練の矛盾を解決するために1979年9月に市教育局と体育委員会が協力して市立第10中学に開設した。

学校には文化班，体育教師班と体育訓練班が設けられており，寄宿制で毎日5時間が文化課の授業，3時間が体育訓練であり，夜間には統一組織で自習を行なう。一定の時期を経過して訓練を継続するのに不適当な者と，一時期調整した方が良いと思われる者については文化班に移して，勉強と訓練を続けさせる。（退学にはしない。）

学校の経費と人員については教育局と体育委員会が共同して行ない，教育局から1名の副校長を学校に派遣して文化課の主任とし，文化課の36人の教員と学校の管理人員を主管させ，校舎，教室，教育設備，教育経費を負担する。体育委員会は，1名の副校長を派遣し，体育訓練のための副教育主任と15名のコーチと体育関係の人員を主管させ，運動施設，服装，用具と賄費の補助経費を負担する。

1年の経験から見て従来の業余体育学校に比較して多くの点で優れている。その利点は，

1. 人員を集中することが出来，同一の時間に練習が出来るので練習計画通りに進行することが可能であり，体育訓練班の教育には有効である。

   学生も練習に励んだ結果水準も高まり，1年2カ月で3人が省の代表になり，22人が省立体育学校（従来からある体育教育，体育指導者養成の学校）に入学し，3人が体育学院（体育大学）に入学した。これは毎年の全市の平均を7.5も越えている。

2. 学校が統一して良く処理するので，学生は，勉強と練習の矛盾を解決することが出来，文化課の教育の質と量を保証出来る。

3. 業余の体育訓練，体育教員の養成と普通中学の教育を一カ所で行なうことが出来るので，学校側に良い人材を配置することが出来るだけではなく，学生も勉強と練習も状況によって時間を調整することが出来るので，適宜に実施することが可能となり，長所を発揮して人材を養成することが出来る。(14)

となっている。

従来の制度であれば，景徳鎮市内のいくつかの業余体育学校に優秀選手，素質を持っている者が分散していたので，練習の時間も練習方法もまちまちであった。それを一カ所に集めることによって集中した練習を行なうことが可能となり，また，お互いに切磋琢磨するということになるので，技術は当然向上してゆく筈である。

練習時間と勉強についても，業余体育学校に通って一般学校で勉強している者にとっては，業余体育学校と在学する学校との間に連絡がないために，シーズン中には種々の問題があったと考えられる。しかし，この体育学校においては，練習，勉強の両方の責任者が話し合い，シーズンや試合の前においては負担にならないような課程を組むことが出来る訳である。このような組織になっていれば好い成績を残すのは当然であろう。

北京体育学院附属体育運動学校

この学校は北京体育大学附属の学校であるが，名称が体育運動学校となっているのは，景徳鎮の学校のように体育学校とすると，中等課程の体育専攻の学校と混同される恐れがあるためであろう。

北京体育学院はもとからその体育施設を利用して授業を行なっていた業余体育学校が附設されていたので，それを発展させて，普通学も授業する学校としたのであろう。

同体育運動学校は，1979年12月21日に正式に開校し，陸上競技，体操，バスケットボール，水泳，重量挙，フェンシング，アーチェリー，柔道とホッケーの9種目に100名近い学生が入学しており，年齢は14歳から16歳の青少年であるが，最年少の者は9歳である。教育は専門の運動種目と10の文化課について行なわれている。

学生募集は継続して行なわれており，質の良い学生を入学させるために全国的な試験によっており，3年以内に450人を入学させる計画になっている。(15)

この学校は中国で第一流の指導陣と施設を擁している北京体育学院の附属であるので，指導者と施設には恵まれており，将来優秀選手を輩出することはたしかであろう。

運動学校

運動学校については未だ詳細な資料を入手していないので，詳しいことは判明していない

が，体育学校，体育運動学校と同様の学校ではないかと考えられる。

1980年9月12日の「体育報」には，瀋陽と武漢の両体育学院附属運動学校の学生募集の記事が載っている。

それは，

瀋陽体育学校附属運動学校

国家体育運動委員会の批准を経て瀋陽体育学院に附属運動学校が設立された。設立の目的は優秀な運動選手を養成することと同時に体育学院本科に入学する者を養成することにある。

本年は東北三省から陸上競技班30名，競技体操班20名の学生を募集する。

武漢体育学院附属運動学校

国家体育運動委員会の批准を経て武漢体育学院に附属運動学校が設立された。学生は普通中学校と業余体育学校の在学生から募集し，募集地区は中南地区（河南省，江西省，湖南省，湖北省）とする。(16)

というものであり，両校とも募集地区から見て寄宿制の学校と考えられる。

1978年以降においては中国では重点学校制度をとっており，大学，専門学校においては，重点学校は全国から学生を募集出来るが，重点学校でない学校の学生募集地域は限られているのである。北京体育学院は重点大学であるので，その附属の体育運動学校も学生の募集地域に制限をつけていないのであろう。

体育学校，体育運動学校，運動学校は現在までのところ未だ2・3しか設立されていないが，政府の方針として示されれば，社会主義国の中国では次々と設立されていくものと考えなくてはならない。これらの学校が数多く設立されたならば，中国の選手養成は飛躍的に上昇してゆくであろう。

注 (12)「体育報—1853期，1979年12月17日—」体育報社，1頁。
(13)「国会図書館レファレンス」国会図書館，350号（昭和55年3月）10頁。
(14)「体育報—1891期，1980年3月14日—」体育報社，1頁。
(15)「体育報—1869期，1980年1月23日—」体育報社，2頁。
(16)「体育報—1969期，1980年9月12日—」体育報社，1頁。

5. 指導者の充実

業余体育学校，体育運動学校に国家経費を支出して充実していっても指導者が不足していては十分な効果をあげることは不可能である。全国体育工作者会議の決議にも指導者の充実に触れている。(17)

指導者の充実ということは中華人民共和国成立以来心掛けられていたことで，1958年には教練員（コーチ）の資格を定めた「教練員等級制制度条例」（草案）[18]を公布し，次いで，これを手直しした「教練員等級制度条例」を1963年5月10日に公布[19]して指導陣の強化を計って来ていたのである。1966年に始まった文化大革命によってこの制度は中止されてしまった。

全国体育工作者会議では1958年に公布された各種の等級制度（運動員，裁判員〈審判員〉，教練員）の復活を決議している。この決議に従って国家体育運動委員会はまず1978年7月に「運動員等級制度条例」に代るものとして世界のスポーツ界の趨勢に合わせた「運動員技術等級制度」（草案）を公布し[20]，次いで，「教練員技術等級制度」（草案）を1979年6月に公布した[21]。

この「教練員技術等級制度」（草案）によれば，教練員の資格は「教練員等級制度条例」と同様に5階級（国家級，1級，2級，3級，助理）となっているが，「教練員等級制度条例」には定めていなかった教練員の社会的処遇について規定している。その規定によれば，国家級教練員と1級教練員の学術水準と社会的待遇はおおむね大学の講師，助教師，教授に相当するものでなければならないとなっている。

特別な功績のあった教練員に対しては等級制度とは別に勲功教練員または他の名誉称号を与えると定めている。

新しい制度による教練員の資格の認定は1979年7月から実施と定めているが，国家級と1級の認定に際しては学術理論の試験を行なうとしている。級の認定は，国家級は国家体育運動委員会が種目別の協会の教練委員会に選考を委託し，提出された名簿について国家体育運動委員会で審査の上決定となっており，1級～助理については各地の種目別協会で評定した者について，省，市（省と同格の特別市），自治区（少数民族地区）の体育委員会，または，国家体育運動委員会で審査し決定するとしている。その際，同じ級の教練員の水準は同じでなければならないとしている[22]。

教練員制度の再発足にともない教練員の技術向上のため競技規則を熟読して良く理解するようにとの指示が出され[23]，また，種目別による教練員の合宿研修も実施されることになったのである[24]。

1980年7月には全国から学校体育の優秀教員179名を集め蘆山（江西省）で学校のスポーツ水準を高めるための第1回夏期合宿を国家体育運動委員会と教育部の共催で行なっている[25]。これは，学校から優秀選手が出ればそれがスポーツの強化につながるので，学校体育の指導者の合宿を行なったのであろう。

全国体育工作者会議の議決の中に体育科学の研究を盛んにするという項目がある。これは選手強化のためには科学的研究を利用しなくてはならないという認識にもとづいての議決であろう。

中国においては1960年に国家体育委員会体育科学研究所（以下体育科学研究所とする）を設立して，運動生理，スポーツ科学の研究を行なって来ていたが，文化大革命によって体育科学研究所は閉鎖され，再開されたのは1972年[26]であるが，実際の活動を始めたのは四人組追放後の1976年以降である。

中断による研究の遅れを取りかえすために体育科学研究者10名を1979年の5月～6月にかけて約1カ月間日本に派遣して現状を視察させ[27]，次いで，10月24日～11月9日に日本から石河利寛，黒田善雄，中島寛之の3氏を招いて，北京，成都，上海の3都市で体力医学の講習会を開催している[28]。

研究者の後継者養成のために1980年から体育科学研究所と北京体育学院で研究生の募集を始めた。1980年の募集要項によれば，体育研究所が運動生理学，運動医学，体育情報と卓球，北京体育学院が運動生理学，陸上競技，体操と卓球となっており，研究期間は3年で，年齢は35歳以下（専門の基礎知識と科学研究の能力のある者は38歳まで）で学歴は高等学院（大学）本科卒業，採用試験は5月10～12日に外国語，専門を含んだ5課目を実施するとなっている[29]。

体育情報とは各国の研究や現状を分析しその動向を把握する研究者であろう。

各国とも選手強化のためには科学的研究が必要であるということは周知のことであるので，中国も選手強化の手段として体育科学の研究に力を入れているのである。

注 (17)「体育報—1568期，1978年2月20日—」体育報社，3頁。
(18)「新体育—1958年13期—」人民体育出版社，31～32頁。
(19)「人民手冊—1963年—」大公報社，415～416頁。
(20)「新体育—1978年8期—」人民体育出版社，46～47頁。
(21)「体育報—1780期，1979年6月29日—」体育報社，2頁。
(22) 同　上
(23)「体育報—1773期，1979年6月13日—」体育報社，2頁。
(24)「体育報—1771期，1979年6月8日—」体育報社，2頁。
(25)「体育報—1945期，1980年7月8日—」体育報社，1頁。
(26)「体育の科学」30巻第3号（昭和55年），体育の科学社，224頁。
(27)「体育の科学」30巻第1号（昭和55年），体育の科学社，49頁。
(28)「体育の科学」30巻第2号（昭和55年），体育の科学社，133～134頁。
(29)「体育報—1890期，1980年3月12日—」体育報社，1頁。

6. 選手強化の問題点

いままでに選手強化対策について述べて来たのであるが，中国において採られている強化策は現在の中国においては最善のものとして実施に移されることになったのであろう。しかし，体育運動学校などは経費の裏付がなくてはとても実施することが不可能なものも含まれている

のである。

安徽省の運動学校の問題点について副省長が自ら解決策をとったということが，「体育報」に報じられている。(30) このことからしても運動学校については多くの問題点があるのではないかと推察される。

安徽省の副省長と省の経理，教育と体育委員会の責任者が会合して解決策をみいだしたとしているので，その解決が即ち問題点と言うことになるのではないだろうか。

それは，

1. 運動学校を何処に設けるかの問題。

①普通学校に併設し業余体育学校の施設を利用す。

②体育学院（体育大学）に附設。

③業余体育学校を改編。

④中等学校課程の体育学校の改編。

⑤新設。

というケースがあるが，体育施設については⑤新設の場合に問題がある。

2. 教員の問題

運動学校は優秀な体育人材を養成することにあるので，スポーツのコーチ，普通学の教員に優秀な人材を充当しなくてはならない。体育学院に附設，業余体育学校の改編，体育学校の改編の場合は，コーチについては問題がないが，普通学の教員の充当に問題があり，新設の場合には両者に問題がある。

3. 宿舎，食費の問題

運動学校は寄宿制となっているので，学校には総て寄宿舎を建設しなくてはならずその経費の問題がある。体育学院，体育学校は寄宿舎があるので他よりは困難さは少ない。寄宿制である以上食費の問題がある。運営の経費は地方公共団体の負担となっているので運動学校が経済的に裕福な地方に設置されている場合には問題がないが，経済的に恵まれていない地方に設立された学校の運営は苦しいものになってしまう。

4. 休暇中の問題

夏休等の長期休暇の場合併設校であると本校は休暇なのに運動学校は練習を続けているので何等かの問題が生じるのではないかと考えられる。

5. 在学年数の違い

一般の学校に併設されている場合に運動学校の年限が劉教育部副部長の言うように1年長いとなると普通学の速度は一般学生とは違ったものにしなくてはならない。また，在学年数が同じであった場合，シーズンには運動学校では試合に備えて練習の時間が多くなり，普通

学の時間にくいこむと考えられる。その場合に遅れをどこで取り戻すかという問題がおきてくる。一方，安徽省立運動学校のように在学年数が2年（現在の中国では初中2年，高中3年か初中3年，高中2年の5年制）というところでは，初中，高中とも3年になった時に普通学の進度をどうするかということが問題になるであろう。

6. 卒業生の処遇の問題

運動学校の卒業生で特に成績の優秀な者は卒業後は上級学校への進学という途があるので問題はないが，スポーツの技術が予想した程に延びなかった者，或いは，大学進学率が1％[31]の大学の入試に合格出来る学力の伴わなかった者等は卒業後の処遇に問題が生じると考えられる。

1期生は職場の体育指導者，社会体育の指導者，学校の体育教員となると考えられるが，卒業生の増加していく2期生以降にそれらの地位が保証されるかどうか，という問題がある。

これが，選手強化の問題点であろう。

注 (30) 「体育報—1990期，1980年10月31日—」体育報社，1頁。
(31) 前掲(13)。

7. むすび

中国は1949年の国家成立の時からスポーツに関心を示していたが，選手強化に力を入れだしたのは，1955年に業余体育学校を設立してからであり，1958年には各種のスポーツ強化に関する条例を公布し積極的に選手強化に力を入れ始めた。この強化策は或る程度の成果を収めつつあったが，1966年に始まった文化大革命に際してスポーツ界は劉少奇派とみられたために批判の対象となり大打撃を受けた。

中断されていたスポーツも1970年頃より再び行なわれるようになったが，文化大革命前の実力にはほど遠いものであった。

1976年に四人組が追放され，文化大革命前の指導者が復帰すると中国のスポーツ界は急速にその力を延ばし，1978年の第8回アジア競技大会では日本の地位を脅かすまでに急成長をした。

現在の中国の選手強化の基本線は1978年1月に北京で開催された全国体育工作者会議の議決の線に沿って行なわれており，2000年には世界で一流のスポーツ国になることを目指している。

中華人民共和国の選手強化策

1955年に設立された業余体育学校は，文化大革命による学制の変更により在学年数等に変化はあったが，内容は充実され，スポーツ選手の強化には大きな役割をはたして来ていた。

業余体育学校は多くの学校に在籍している児童，生徒が放課後業余体育学校に来て指導を受けるというものであるが，教育部劉副部長は，オリンピックでの金メダルを獲得出来る選手を養成するために，普通学とスポーツの訓練を行なう運動学校設立の方針を1979年に明らかにしたのである。運動学校は勉強とスポーツを同じ学校で行なうので，勉強を別々の学校でスポーツは業余体育学校でというのよりはるかに効率があがる訳であり，必要により勉強とスポーツの比率を変更することも出来るのである。この運動学校は寄宿制を採ることになっている。また，オリンピックに合わせて中学，高校の在学年数を4年としても良いとしている。

いかに選手強化の方針を打ち出しても指導者が不足しては効果が上がらないので，指導者の充実にも力を入れており，1958年に公布し，1963年に一部改め，文化大革命によって中止されていた「教練員（コーチ）等級制度」に代るものとして5階級の「教練員技術等級制度」（草案）を1979年6月に公布した。この制度では上の2階級（国家級と1級）は大学の講師，助教授，教授に相当する学術水準を要求している。また，コーチの研修も行なっている。

スポーツ科学の研究を選手強化に利用するために体育科学研究所の充実を計っており，後継者養成のための研究生の募集も行なっている。

この選手強化策にも経費の点，あるいは運動学校で一流になれなかった学生の卒業後の処遇の問題等の問題点を含んでいる。

この選手強化策が推進されてゆくと近い将来日本は総ての種目で中国に遅れをとるのではないかと思われる。

（昭和55年11月30日）